

Handwritten text on lined paper, including dates like '昭和56年3月11日' and names like '小倉安之'.



昭和56年3月11日

文部大臣 田中龍夫 殿

千葉県習志野市実籾町4丁目1-004番地

財団法人 小倉コレクション保存会

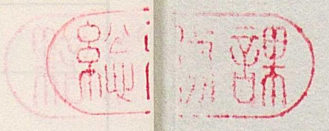
理事長 小倉安之



財団法人 小倉コレクション保存会解散及び
残余財産処分許可申請書

当法人は、目的たる事業の成功が不能と認められるにいたったため、寄付行為第32条及び第33条の規定に基づき、理事会、評議員会で解散及び解散に伴う残余財産の処分について決議いたしました。

ここに別紙関係書類を添えて許可を申請いたします。



申請書添付書類

1. 解散事由書
2. 理事会決議録
3. 評議員会決議録
4. 財産目録
5. 負債明細及び負債処理方法書
6. 残余財産処分方法書
7. 清算人就任承諾書
8. 寄付行為
9. 法人登記簿謄本

解散事由書

1. 財団法人小倉コレクション保存会は、昭和33年4月小倉武之助氏の寄付に基づき、千葉県習志野市実籾町4丁目1004番地に設立されて以来今日まで、法人の目的である「小倉武之助の収集にかゝる考古資料その他の文化財の整備および保存を図り、これを一般の歴史研究の参考に供し、もってわが国文化の向上に寄与する」ため、鋭意努力を重ねてまいりました。
2. しかし、このたび以下の事由により当法人を解散し、残余財産を国及び地方公共団体に寄付することが最も当を得たる途と判断されたので、昭和55年11月21日開催の評議員会及び理事会で審議の結果、全員一致で解散及び残余財産処分の決議をしたものであります。
 - (1) 法人の運用に充て得る経常収入は、基本財産たる有価証券（新日本製鉄K.K株券7,000株）からの果実（年間46,000円程度）のみであって、これをもってしては今後、重要文化財8点、重要美術品21点を含む1,200点余の考古遺品を中心とする文化財の修理及び維持管理のための経費にも不足を来たしており、事業の成功が期し難いこと。
 - (2) さらに、コレクションの収蔵施設が設立以来20余年を経過し、部分的な補修は行っているものの、早晚大幅な改修が必

要と認められ、そのためには巨額の経費を要することが見込まれる。しかし、そのための資金調達は現下の経済情勢からみて多大の困難が存すること。

- (3) 従って、当法人の本体である所蔵文化財については東京国立博物館に一括寄付し、その維持管理と公開活用を託することが設立者の遺志に沿うとともに、文化財保護の観点からも最も望ましいと思料されること。また、土地及び収蔵施設については、地元である千葉県習志野市に寄付し、地域の文化振興に役立ててもらうことが望ましいと思料されること。

理事会議事録

財団法人 小倉コレクション保存会

1. 日時 昭和55年11月21日(金) 午後7時～8時
2. 場所 東京都港区高輪3-13-3 ホテルパシフィック
3. 出席者 小倉安之、上條一也、永久正志、
田中誠一郎、野沢豊子、平野元三郎
以上理事 6名
宮崎甚三、中村泰治 以上監事 2名

4. 議事の経過及び結果

定刻小倉理事長開会を宣し、委任状による出席を含め理事6名、監事2名、全員出席したので、当理事会が有効に成立した旨報告し議事に入り、下記の議案を付議した。また、本日の理事会決議録の代表署名人を上條一也常務理事並びに永久正志理事の両名に依頼することを諮ったところ全員一致これを承認した。

記

第1号議案 当法人の解散及び残余財産処分案決議の件

小倉理事長より、寄付行為第32条の規定に基づき当法人の解散について提案があり諮ったところ、全員異議なく承認可決した。ついで、寄付行為第33条の規定に基づき解散に伴う残余財産の

処分案につき次のとおり提案があり諮ったところ全員異議なく承認可決した。

- (1) 法人所有の文化財（保存箱を含む）については東京国立博物館に一括寄付し、その維持管理と公開活用を託する。
- (2) 法人所有の土地及び建物は、地元の千葉県習志野市に寄付し、地域の文化振興に役立ててもらおう。
- (3) 法人所有の有価証券は、文部大臣の解散及び残余財産処分の許可があった後に売却し、解散並びに清算に必要な経費に充てる。
- (4) 清算に伴う経費が予定より過少ですむ場合には、残余金が生じたときはこれを千葉県習志野市に寄付する。

以上により、解散及び残余財産処分許可申請を文部大臣に申請することとした。

なお、文部大臣の許可申請に際し、残余財産処分に若干の修正を要する場合は、本日決議の原案大綱の主旨を逸脱しない範囲においてその処置を理事長に一任することを追加決議した。

第2号議案 昭和55年度事業の追加の件

小倉理事長から、昭和55年度事業を次のとおり追加したい旨提案があり、全員一致で可決した。

- (1) 考古資料の長期保存のための保存箱の作成

- (2) 小倉コレクション図録（400部）の刊行

第3号議案 清算人選任の件

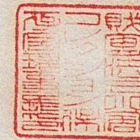
小倉理事長より、理事のうち小倉安之及び上條一也の兩名を清算人として選任したい旨提案があり、全員異議なく承認可決した。ついで、小倉理事長を代表清算人とすることが承認可決した。

以上をもって、本日の理事会を終了したので理事長は閉会を宣した。

上記の通り相違ないことを証して記名捺印します。

昭和55年11月21日

理事長 小 倉 安 之



理 事 上 條 一 也



理 事 永 久 正 志



評議員会決議録

財団法人 小倉コレクション保存会

1. 日 時 昭和 5 5 年 1 1 月 2 1 日(金) 午後 6 時～7 時
2. 場 所 東京都港区高輪 3 - 1 3 - 3 ホテルパシフィック
3. 出席者 有光教一、三上次男、佐藤英一郎、佐藤金治、
川島武宜、犬飼文吉、藤田国雄、長谷部楽爾、
牛渡明子、小倉富士代、小出良平、釣 敬子
以上 1 2 名

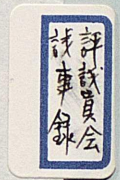
4. 議事の経過及び結果

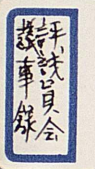
定刻小倉理事長開会を宣し、出席評議員は委任状による出席を含めて全員出席したので、有効に成立した旨報告し、議事に入り下記議案を付議した。また、本日の評議員会決議録の代表署名人を牛渡明子、小出良平の両名に依頼することを諮ったところ、全員一致でこれを承認した。

記

第 1 号議案 当法人の解散及び残余財産処分案決議の件

小倉理事長より寄付行為第 3 2 条の規定に基づき、当法人の解散について提案があり、諮ったところ全員異議なく承認可決した。ついで、寄付行為第 2 9 条の規定に基づき解散に伴う残余財産処





分案につき次のとおり提案があり諮ったところ全員異議なく承認可決した。

- (1) 法人所有の文化財（保存箱を含む）については、東京国立博物館に一括寄付し、その維持管理と公開活用を託する。
- (2) 法人所有の土地及び建物は、地元の千葉県習志野市に寄付し、地域の文化振興に役立ててもらう。
- (3) 法人所有の有価証券は、文部大臣の解散及び残余財産処分の許可があった後に売却し、解散並びに清算に必要な経費に充てる。
- (4) 解散並びに清算に伴う経費が予定より過少ですむ場合に、残余金が生じたときはこれを千葉県習志野市に寄付する。

以上により、解散及び残余財産処分許可申請を文部大臣に申請することにした。

なお、文部大臣の許可申請に際し、残余財産処分に若干の修正を要する場合は、本日決議の原案大綱の主旨を逸脱しない範囲において、その処置を理事長に一任することを追加決議した。

第2号議案 昭和55年度事業の追加の件

小倉理事長から、昭和55年度事業を次のとおり追加したい旨、提案があり、全員一致で可決した。

- (1) 考古資料の長期保存のための保存箱の作成

- (2) 小倉コレクション図録（400部）の刊行

第3号議案 清算人選任の件

小倉理事長より、理事のうち小倉安之及び上條一也の両名を清算人として選任したい旨提案があり、全員異議なく承認可決した。ついで、小倉理事長を代表清算人とすることが承認可決した。

以上をもって、本日の理事会を終了したので理事長は閉会を宣した。

上記の通り相違ないことを証して記名捺印します。

昭和55年11月21日

評議員 牛 渡 明 子



評議員 小 出 良 平



財 産 目 録

(昭和56年3月1日現在)

区分	種 類	金 額	摘 要
基 本 財 産	土 地	7,000円	(雑種地) 231.00m ² (習志野市実籾町4-1004-347)
		45,300円	(宅地) 69.32m ² (" 4-1004-350)
		324,000円	(宅地) 123.96m ² (" 4-1004-351)
	小 計	376,300円	424.28m ²
	建 物	1,197,000円	59.50m ² (習志野市実籾町4-1004-351)
	コレクション	178,119,500円	1,047点(考古遺品)
	有価証券	350,000円	7,000株(新日本製鉄KK株券)
	計	180,042,800円	
運 用 財 産	コレクション	525,600円	171点(考古遺品, 絵画, 図書等)
	預 金	6,643,428円	
	計	7,169,028円	
資産合計		187,211,828円	
負債	未 払 金	420,000円	
正味財産計		183,011,828円	

財産目録

負債明細及び負債処理方法書

1. 未払金 4,200,000円

(内訳)

(1) 図録	3,000,000円	(株)大塚巧芸社
(2) 保存箱	1,200,000円	墨繩堂 上田淑宏
合計	4,200,000円	

2. 未払金処理方法

納本，納品完了後，共に預金より支払う。

財産目録

負債処理方法書

残余財産処分方法書 (昭和56年3月1日現在)

区 分	内 訳	金 額
1. 資 産 総 額	土 地(42428m ²)	376,300円(基本財産)
	建 物(5950m ²)	1,197,000円(基本財産)
	コレクション(1218点)	1,786,451.00円(基本財産178,119,500円 運用財産525,600円)
	現 金	980,000円(基本財産) 有価証券換金額(注)
	預 金	6,643,428円
	合 計	18,784,182.8円
2. 解散並に清算に 必要な経費	事務担当者給与	300,000円
	通 信 費	150,000円
	印刷及び消耗品費	150,000円
	旅 費・交 通 費	300,000円
	登記及び公告料	200,000円
	公認会計士費用	150,000円
	会 議 会 合 費	400,000円
	役員等記念品料	1,500,000円
	未 払 金 清 算	4,200,000円
	予 備 費	273,428円
	合 計	7,623,428円
3. 差引残余財産の 額	土 地(42428m ²)	376,300円
	建 物(5950m ²)	1,197,000円
	コレクション(1218点)	1,786,451.00円
	合 計	18,021,840円

(注) 有価証券(新日本製鉄KK株券7,000株)については、文部大臣の解散許可があった後に売却して、解散並に清算に必要な経費に充てることとする。ここでは、時価1株140円で算出した。

残余財産については、寄付行為第33条の規定に従い、別紙内訳書のとおり処分いたしたい。

有価証券
処分方法書

残余財産
処分方法書

残余財産処分方法内訳書

(昭和56年3月1日現在)

区分	種類	基本財産 運用財産の別	数量	帰属先	金額
不動産	土地	基本	424.28 m^2	千葉県習志野市	376,300円
	建物	基本	59.50 m^2	千葉県習志野市	1,197,000円
				計	1,573,300円
コレクション	考古遺品等	基本及び運用	1,218点	東京国立博物館	178,645,100円
				合計	180,218,400円

(備考) 解散並に清算に必要な経費が予定より過少ですむ場合の残余財産の
 剰余分は、全額、地域の文化振興のための費用として、千葉県習志
 野市に寄付いたしたい。

